

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	25年5月15日～26年2月4日
評価調査者番号	① H17-a002
	② H16-b004
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 掛川聖マリア保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 岡本真理子	開設年月日 昭和41年 5月
設置主体：社会福祉法人 聖母福祉会 経営主体：社会福祉法人 聖母福祉会	定員 150人 (利用人数) 164人
所在地：〒436-0056 静岡県掛川市中央1-8-1	
連絡先電話番号： 0537-24-0875	FAX番号 0537- 22 -3235
ホームページアドレス	http://www.seibo-fukushikai.or.jp/

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事		
一般保育 一時保育 乳児保育 延長保育 障害児保育	母の日 おにぎり遠足 父の日 親子バス遠足 キャンプ 夏祭り 七夕まつり クリスマス会 節分 SL遠足 七五三 ひな祭り		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
0歳保育室 1 4/5歳保育室 3 1歳保育室 1 2歳保育室 1 3歳保育室 1	トイレ 4 給食室 1 事務室 1		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園 長	1	事務員	1
保育士	14		
調理員	1		
栄養士	2		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- 地域との関係が適切に確保されています。
- 職員が長期間(離職することなく)勤務しており、園を取り巻く地域の実状を把握したうえで、保護者の信頼を深めるための取組を実践しています。
- 園児一人ひとりの成長や特性に応じた保育サービスを提供するように取り組んでいます。また、支援が必要な園児に対し、専門機関と連携した支援をしています。
- モンテッソーリ教育や縦割り（異年齢）保育により、年齢に応じた発育を促す園独自の取り組みを行っています。
- 実習生受け入れの方針を書面にて整備しており、受け入れ手順等についても明確にして積極的な受け入れをしています。
- 生活習慣を身に着けるために、個別目標を掲げて、衣服の着脱や排泄、身の回りの整理等についてきめ細かな支援を行っています。また、1～3 ヶ月毎に個別に記録を記すとともに、環境整備に努めています。

◆ 特に改善を求められる点

- 職員教育・研修について、職員一人ひとりの研修ニーズの明確化が望まれます。
- 園児や保護者の意向に沿うような保育サービスを展開するように取り組み、その振り返りや評価を行っています。その実施方法や記録方法が十分に定められていません。
- 事故防止チェックリストが整備され、定期的なチェックが実施されていますが、定期的な評価・見直しについては十分ではなく改善が求められます。
- 園での対処困難な相談が寄せられた場合は、専門機関に繋げていますが、手順書（マニュアル）の策定が望まれます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の受審に際し、2年ほど前から職員一丸となってマニュアルの整備を始め、様々な準備を重ねてまいりました。日常の忙しい業務の中で時間をやりくりし、自園について様々な方向から自己評価の検討ができたことは、良い実りになったと思います。また、他者からの評価をいただくことは、今までの保育を振り返り、自分たちだけでは気づかなかった部分にも多くの気づきを与えていただき、園にとって良い機会となりました。

今回保護者の皆様からいただきましたアンケートおよび評価結果につきましては、厳しいご意見もありましたが、職員一同で真摯に受け止め、改善に努めてまいりたいと思います。そして、今後も「子どもたちの最善の利益」を追求し、「子どもにとって安心できる園」を目指していきたくと思います。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>*理念、基本方針について明文化している。</p> <p>*朝礼時の全職員での唱和など、理念、基本方針を周知するための取り組みを実施しており、周知状況の確認も定期的に行っている。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>*中長期計画は策定されていますが、予算計画がない。</p> <p>*中長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。</p> <p>*事業計画の策定手順について明確にした書面等が作成されていない。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>*管理者の責任と役割について職員に書面化して表明していない。</p> <p>*提供するサービスの質の向上について意欲は見られるが、様々な取り組みについて定期的に評価・分析を行うなどの効果測定が不十分である。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>*事業経営を取り巻く環境についての把握が不十分である。</p> <p>*外部監査は、公認会計士による指導を受けて適切に行われている。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>*職務・職制に基づく職務分掌表が園長と主任だけで、その他の職種の職務内容が明示されていない。</p> <p>*将来に向けての人材確保のためのプランが書面化されていない。</p> <p>*人事考課が客観的基準に基づいて実施されていない。</p> <p>*職員の福利厚生について、取り組みは部分的であり、総合的な福利厚生事業が実施されていない。</p> <p>*職員研修については、職員一人ひとりの研修ニーズが明確にされていない。</p> <p>*研修効果についての確認が不十分である。</p> <p>*実習生の受け入れについては、適切に行われていて、受け入れ体制が整備されている。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>*安全管理のためのマニュアルは整備されているが、定期的な見直しが行われていることが確認できない。</p> <p>*発生した事故やヒヤリハット事例について把握されている。</p> <p>*賠償責任保険に加入し、事故補償を行うための方策が講じられている。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>*地域の学園化構想に参加し、小学校や他の専門機関との連携も積極的に行っている。</p> <p>*必要な社会資源を明確にして、関係機関との連携も適切に行われている。</p> <p>*要保護児童に対する取り組みについて積極的に行われている。</p>

<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>*園児一人ひとりの状況を把握し、基本的な生活習慣や年齢に応じた活動が主体的にできるように配慮した保育を実践している。</p> <p>*参加会での保護者の保育参加、行事ごとのアンケートを定期的に行い、園児や保護者の意向や嗜好に沿えるように改善を重ねている。</p> <p>*保護者との情報共有、意向を反映した保育実践に向け、参加会や総会、送迎時や連絡帳を通じてその把握に努めている。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>*質の向上に意欲を持ち、全ての職員が毎年自己評価に取り組んでいる。</p> <p>*長時間保育や障害のある子供の受け入れ、一時保育の重要性を理解し、その実施に配慮した取組が行われているが、その方法を記したマニュアルや計画策定が十分でない。</p> <p>*一人ひとりの保育計画を策定し、記録をしているが、標準的な記録となるような規定の策定が十分でない。</p>
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<p>*園の取り組みについてホームページやしおりを作成し、広報している。また、問い合わせがあった場合にも速やかに情報提供している。</p> <p>*保育内容に対して保護者に説明を行い、書面による同意を適正に得ている。</p> <p>*転居等による退園時には、サービスの継続性に配慮した対応を定めて実施している。</p>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<p>*園児のアセスメントについて様式を定めて毎年実施しているが、手順や記入方法が定められていない。</p> <p>*支援の必要な園児の心理面に着目した支援を計画的に行っている。</p> <p>*一人ひとりの特性を把握したうえで、具体的な計画を策定している。定期的な計画を見直しを行っているが、その手順や方法が明文化が十分でない。</p>

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	B
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	B
	② 事業計画が職員に周知されている。	B
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	B

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	B
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	B
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	B

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	B
	③ 外部監査が実施されている。	A

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	B
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	B
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	B
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	B
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
④	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	B
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	A

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	B
③	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	B
④	発生した事故を把握している。	A
⑤	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B
⑥	安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
⑦	事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
②	施設が有する機能を地域に還元している。	A
③	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	A
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	A

	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	B
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	B

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	A
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	A
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	B
	⑥ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	B
	⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	B
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	B
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	B
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	B
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	B
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	B
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	B
Ⅲ-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。		

①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	B
②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
①	施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
①	定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	B
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	B
②	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
③	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
④	サービス実施計画を適切に策定している。	A
⑤	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	B